

青森県県土整備部  
包括的発注者支援業務に関するQ & A

令和5年3月1日

Q 1 管理技術者は、従事認定者※であることが必須要件なのか。

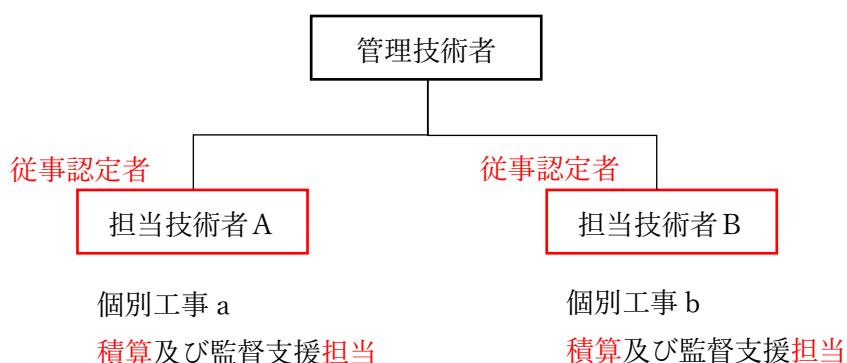
A 1 積算支援業務が含まれている場合、①積算支援業務の担当技術者が全て従事認定者である、または、②管理技術者が従事認定者である必要があります。

②管理技術者が従事認定者である場合、担当技術者には従事認定者であることを求めておりません。従事認定者である管理技術者が、従事認定者ではない担当技術者を指揮監督することで、積算支援業務を適切に実施していただきます。

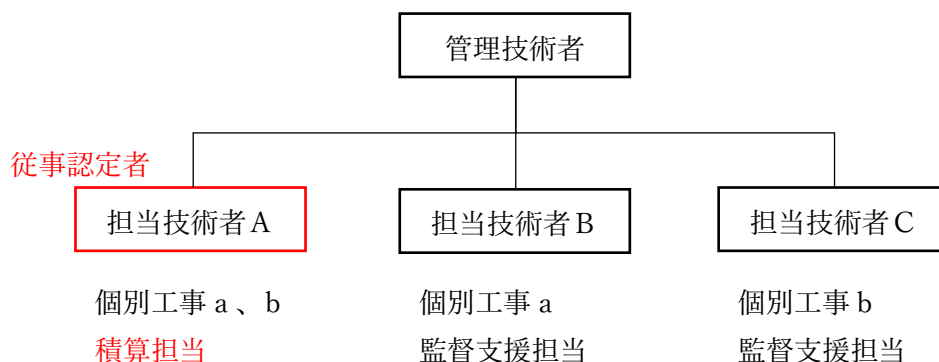
※従事認定者・・・「積算業務民間委託に係る技術調査実施要項」により実施した技術調査に、5年間のうちに2回連続して合格した者。

積算支援業務が含まれている場合は、最少でも従事認定者1名を配置する必要がありますので、以下の例をご参考としてください。

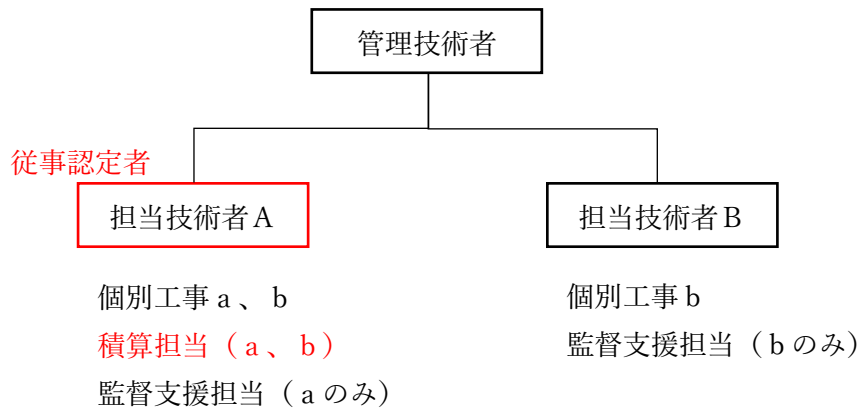
例) ①-1 積算支援業務の担当技術者が全て従事認定者 ※従事認定者2名を配置  
(積算支援と工事監督支援を同一の担当技術者が実施する場合)



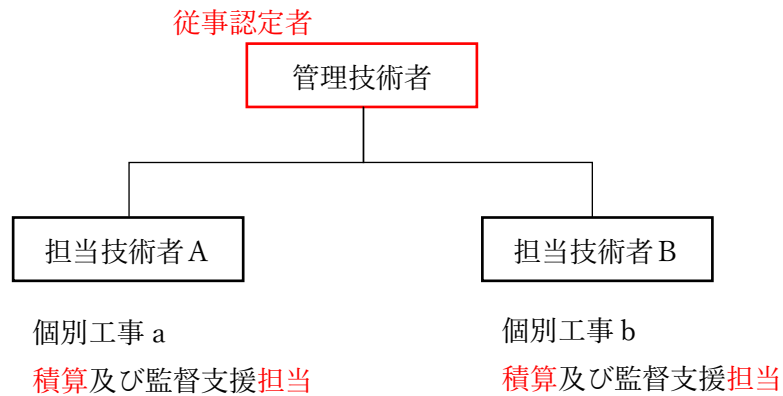
例) ①-2 積算支援業務の担当技術者が全て従事認定者 ※従事認定者1名を配置  
(積算支援と工事監督支援で異なる担当技術者が実施する場合)



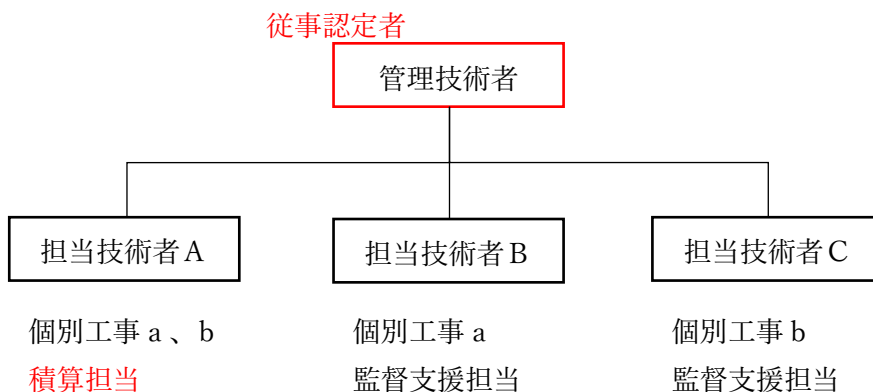
例) ①-3 積算支援業務の担当技術者が全て従事認定者 ※従事認定者 1 名を配置  
 (積算及び監督支援の担当技術者と、監督支援のみの担当技術者の場合)



例) ②-1 管理技術者が従事認定者 ※従事認定者 1 名を配置  
 (積算支援と工事監督支援を同一の担当技術者が実施する場合)



例) ②-2 管理技術者が従事認定者 ※従事認定者 1 名を配置  
 (積算支援と工事監督支援で異なる担当技術者が実施する場合)



Q 2 担当技術者は、発注機関（各地域県民局地域整備部など）への駐在が不要なのか。

A 2 原則として、書類提出はASPや電子メールを、施工検査や現場確認は遠隔臨場を、協議打合せはWeb会議を採用することとし、発注機関への駐在（出勤）は不要です。

ただし、積算支援業務においての設計書データを最新単価への更新など、一部の作業に限っては、発注機関での作業が必要となります。

包括的発注者支援業務では、履行期間中の担当技術者に専任を求めるものではありません。ASPや遠隔臨場、Web会議の活用により移動時間を無くすことなどで生産性向上を図りますので、包括的発注者支援業務に係る作業を実施していない期間（時間）は、包括的発注者支援業務以外の業務に従事することが可能です。

Q 3 監督職員から担当技術者への「指示」があるのか。

A 3 包括的発注者支援業務では、管理技術者が担当技術者への指揮監督（命令）を行いますので、発注者（監督職員）から直接、担当技術者へ指示をすることはありません。発注者（監督職員）からの指示がある場合は、管理技術者へ指示をします。発注者から管理技術者へ電子メールで指示を伝達する際に、CCに担当技術者を含めることは、受注者の希望があった場合に限って可能となります。

ただし、災害発生時の避難指示などの安全衛生に関する指示に限っては、発注者から担当技術者へ直接指示する場合があります。

Q 4 積算支援業務の設計書1本当たりの歩掛りには、当初発注時と変更契約時の対応が全て含まれているのか。

A 4 包括的発注者支援業務は、災害復旧事業を基本として考えております。当初発注時は既にある査定設計書データを実施設計書に置き換える作業であり、変更契約時でも、災害復旧事業の特性上、新たな工種を追加することが少ないことを想定しており、歩掛りには、原則として、当初発注時と変更契約時の対応を全て含みます。

ただし、変更契約時に大幅な内容変更が伴う場合（設計書の過半が新たに発生した工種となる変更など）は、受発注者協議により、必要に応じて適切に設計計上します。